

# 報道資料

発表日：令和4年8月5日

(都市計画法担当) 所属：県土マネジメント部  
地域デザイン推進局建築安全推進課

担当：監察係 奥井、大谷

電話：0742-27-7564

内線：4424

(農地法・農振法担当) 所属：食と農の振興部

担い手・農地マネジメント課

担当：農地調整係 小川、甲田

電話：0742-27-7412

内線：3864

## 違反開発行為等に対して工事停止命令を発令しました

本日、樫原市一町地内の違反事案において、農地法第51条第1項、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第15条の3、都市計画法第81条第1項に基づき工事停止命令を発令しました。また、都市計画法第81条第3項に基づく標識を現場に設置しております。

令和3年5月に同種の違反を覚知後、違反者に対して違反を是正するよう行政指導を行って参りましたが、是正に着手しないばかりか、新たに無許可で転用行為、開発行為及び建築工事を行っており、非常に悪質な違反事案です。

### 1 違反行為の概要

違反者	竹村 宜士
違反行為地	樫原市一町 167 番 1、168 番 1、169 番 1、170 番 1、171 番 1 (うち農振地域内の農用地は、169 番 1、171 番 1 の 2 筆)
地域地区	指定無し (市街化調整区域)
違反内容	農地法第 4 条第 1 項違反 (許可なく転用行為を行っている。) 農振法第 15 条の 2 第 1 項違反 (許可なく開発行為を行っている。) 都市計画法第 29 条第 1 項違反 (許可なく開発行為を行っている。)

## 2 措置命令の内容

命令内容 (農地法)  
転用行為を直ちに停止すること  
(農振法)  
開発行為を直ちに停止すること  
(都市計画法)  
開発行為及び建築工事を直ちに停止すること

命令発令日 令和4年8月5日

## 3 主な指導履歴

令和3年 5月20日 無許可開発行為を覚知  
8月26日 第1回事情聴取（行為者来庁せず）  
9月22日 第2回事情聴取（行為者来庁せず）  
10月19日 第3回事情聴取（行為者来庁せず）  
令和4年 1月25日 違反行為地付近で行為者と接触  
(違反行為を是正するよう行政指導)  
3月 2日 是正勧告書を通知  
(建築物の使用禁止、是正計画書の提出を行政指導)  
7月12日 現地調査（新たな開発行為及び建築工事を確認）  
7月22日 弁明の機会の付与を通知  
弁明無く、工事停止にも応じない

## 4 今後の対応

都市計画法第81条第3項の規定に基づき命令を発令した旨を公告するとともに、奈良県のホームページにも掲載し、命令の履行及び違反是正を強く求めて参ります。

## 5 現況写真



## 6 違反行為地に関する法令

なお、同日付けで橿原市が建築基準法に基づく工事停止命令を発令しております。

建築基準法第 6 条第 1 項違反

(確認済証の交付を受けずに建築物を建築している。)

連絡先：橿原市建築安全推進課 0744-47-3517